

市区町村別集計項目(推進体制等)

徳島県	
市区町村数	24

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (平成30年4月1日現在で有効なもの)			
								有			無	有			無
								条例名称	公布日	施行日	現在の状況	計画名	計画期間	女性活躍推進法との関係	現在の状況
						5	4	3				11			
36	201	徳島市	女性センター	1	1	1	1		0	第3次男女共同参画プラン・とくしま	平成29年4月 ~ 平成35年3月	1			
36	202	鳴門市	人権推進課	1	2	1	1	鳴門市男女共同参画推進条例	平成27年3月24日	平成28年1月1日	鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ	平成23年4月1日 ~ 平成33年3月31日	1		
36	203	小松島市	人権推進課	1	2	0	0				第2次小松島市男女共同参画計画	平成26年4月 ~ 平成36年3月	0		
36	204	阿南市	人権・男女参画課 男女共同参画室	1	1	1	1	阿南市男女共同参画推進条例	平成18年9月22日	平成19年9月22日	第2次阿南市男女共同参画基本計画	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日	0		
36	205	吉野川市	人権課	1	2	0	0	吉野川市男女共同参画推進条例	平成19年3月28日	平成19年4月1日	吉野川市第2次男女共同参画基本計画	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日	0		
36	206	阿波市	人権課	1	2	1	0				阿波市男女共同参画基本計画(第2次)	平成26年4月1日 ~ 平成30年3月31日	0		
36	207	美馬市	市民環境部 市民・人権課	1	2	0	1				美馬市男女共同参画基本計画(第2次)	平成27年4月 ~ 平成31年3月	0		
36	208	三好市	環境福祉部市民課人権室	1	2	0	0				三好氏男女共同参画基本計画(第3次)	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日	0		
36	301	勝浦町	住民課	1	2	0	0				勝浦町男女共同参画基本計画	平成27年4月 ~ 平成31年3月	0		
36	302	上勝町	住民課	1	2	0	0							0	
36	321	佐那河内村	総務課	1	2	0	0							0	
36	341	石井町	社会教育課	2	2	0	0							0	
36	342	神山町	神山町教育委員会	2	2	0	0							0	
36	368	那賀町	総務課	1	1	0	0							0	
36	383	牟岐町	社会教育担当	2	2	0	0							0	
36	387	美波町	総務課	1	2	0	0							0	
36	388	海陽町	住民人権課	1	2	0	0							0	
36	401	松茂町	総務課	1	2	0	0							1	
36	402	北島町	総務課	1	2	0	0							0	
36	403	藍住町	企画政策課	1	2	1	0				第2次藍住町男女共同参画プラン	平成26年4月 ~ 平成31年3月	0		
36	404	板野町	人権コミュニティ課	1	2	0	0							0	
36	405	上板町	住民人権課	1	2	0	0							0	
36	468	つるぎ町	総務課	1	2	0	0				第2次つるぎ町男女共同参画基本計画	平成29年4月1日 ~ 平成34年3月31日	1		
36	489	東みよし町	企画課	1	2	0	0							0	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 平成30年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 平成30年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(平成30年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営			
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他		
			3						1	2	3	0	0	3	0	0	
36	201	徳島市	徳島市女性センター		770-0834	徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階	088-624-2611	088-624-2612	https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisetsu/sonota/josei_center.html	○		○			○		
36	202	鳴門市	鳴門市女性子ども支援センター	ぱあとなー	772-8501	鳴門市撫養町南浜字東浜170	088-684-1413	088-684-1370	http://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/jinken/jinken/joseishien/		○	○			○		
36	203	小松島市															
36	204	阿南市	男女共同参画室分室		774-0030	阿南市富岡町北通9番地	0884-22-0361				○	○			○		
36	205	吉野川市															
36	206	阿波市															
36	207	美馬市															
36	208	三好市															
36	301	勝浦町															
36	302	上勝町															
36	321	佐那河内村															
36	341	石井町															
36	342	神山町															
36	368	那賀町															
36	383	牟岐町															
36	387	美波町															
36	388	海陽町															
36	401	松茂町															
36	402	北島町															
36	403	藍住町															
36	404	板野町															
36	405	上板町															
36	468	つるぎ町															
36	489	東みよし町															

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

徳島県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (平成30年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			3							3	3	3	2	0	1	1	0	0	
36	201	徳島市	徳島市女性センター	平成12年6月10日	2	2	9,995	○	○	○	○								男女共同参画社会づくりを目的とする団体への支援
36	202	鳴門市	鳴門市女性子ども支援センター	平成22年4月1日	5	4	2,938	○	○	○						○			
36	203	小松島市																	
36	204	阿南市	男女共同参画室分室	平成18年4月1日	0	0	1,539	○	○	○	○			○					
36	205	吉野川市																	
36	206	阿波市																	
36	207	美馬市																	
36	208	三好市																	
36	301	勝浦町																	
36	302	上勝町																	
36	321	佐那河内村																	
36	341	石井町																	
36	342	神山町																	
36	368	那賀町																	
36	383	牟岐町																	
36	387	美波町																	
36	388	海陽町																	
36	401	松茂町																	
36	402	北島町																	
36	403	藍住町																	
36	404	板野町																	
36	405	上板町																	
36	468	つるぎ町																	
36	489	東みよし町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				1		8	0	0.0	11	0	0.0	16	0	0.0	18	0	0.0	2,776	293	10.6
36	201	徳島市				1	0	0.0	2	0	0.0	0	0		0	0		0	0	
36	202	鳴門市	平成24年2月4日	鳴門市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		14	0	0.0
36	203	小松島市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		0	0	
36	204	阿南市				1	0	0.0	2	0	0.0	0	0		0	0		0	0	
36	205	吉野川市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		365	43	11.8
36	206	阿波市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		375	30	8.0
36	207	美馬市				1	0	0.0	2	0	0.0	0	0		0	0		339	31	9.1
36	208	三好市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		468	41	8.8
36	301	勝浦町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
36	302	上勝町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
36	321	佐那河内村				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	47	5	10.6
36	341	石井町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	137	10	7.3
36	342	神山町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	194	20	10.3
36	368	那賀町				0	0		0	0		1	0	0.0	2	0	0.0	0	0	
36	383	牟岐町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
36	387	美波町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	30	2	6.7
36	388	海陽町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	90	7	7.8
36	401	松茂町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
36	402	北島町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
36	403	藍住町				0	0		0	0		1	0	0.0	2	0	0.0	145	35	24.1
36	404	板野町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	56	2	3.6
36	405	上板町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	143	27	18.9
36	468	つるぎ町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	180	29	16.1
36	489	東みよし町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	146	11	7.5

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点コード	1	平成30年4月1日	2	平成30年5月1日	3	その他
---------	---	-----------	---	-----------	---	-----

都 道 区	市 府 市 町 村	市 区 町 村 議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													調 査 時 点 コ ー ド	そ の 他		
			問1	問2	問3	問4					問5	問6	問7	問8					
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。1~3のいずれか一つを選択してください。	問1で、1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されましたか。1~2のうちいずれか一つを選択してください。	問3(1)、問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれに当てはまりますか。	問3(2)、問1で1.を選択した場合、休暇の期間の範囲については、1.あり 2.なし 3.その他	仕事と生活の調和の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~3のうちいずれか一つに○をつけてください。	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. その他	問4で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。※別添の場合は、(別添)と記入	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。	1. 男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)を行っていますか。	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし						
			1の合計	20	6	0	1	0	0	0	0	0	0	1		0	0	0	
			2の合計	1	14	1	18	10	10	10	10	15	7		1	0	0		
			3の合計	3		19	1	14	14	14	14	9	15		0	0	0		
			4の合計												23	24	24		
36	201	徳島市 徳島市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
36	202	鳴門市 鳴門市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1	
36	203	小松島市 小松島市議会	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
36	204	阿南市 阿南市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2		2	4	4	1	
36	205	吉野川市 吉野川市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
36	206	阿波市 阿波市議会	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
36	207	美馬市 美馬市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1	第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	4	4	4	1	
36	208	三好市 三好市議会	1	2	3	1	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
36	301	勝浦町 勝浦町議会	2				2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
36	302	上勝町 上勝町議会	3				3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
36	321	佐那河内村 佐那河内村議会	3				3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
36	341	石井町 石井町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
36	342	神山町 神山町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1	
36	368	那賀町 那賀町議会	1	1	3	2	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
36	383	牟岐町 牟岐町議会	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
36	387	美波町 美波町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	2	2		4	4	4	1	
36	388	海陽町 海陽町議会	1	1	3	2	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
36	401	松茂町 松茂町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
36	402	北島町 北島町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
36	403	藍住町 藍住町議会	3				3	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1	
36	404	坂野町 坂野町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	3	3		4	4	4	1	
36	405	上板町 上板町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
36	468	つるぎ町 つるぎ町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	3	3		4	4	4	1	
36	489	東みよし町 東みよし町議会	1	1	3	2	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	